

国立公文書館所蔵内閣文庫本大乘院文書『御参宮雑々記（文永二年）』

土山祐之
藤原重雄

【翻刻】

〔新補表紙題箋〕
〔御参宮雑々記 全〕
〔後補刷七日表紙〕
〔御参宮雑々記 中綱賢舜記 文永二年〕

大乘院

〔原表紙左上墨書〕
〔御参宮雑々記 中綱賢舜記 文永二年〕

一、来十二月七日御春日詣事、定藤奉書如〔藤原〕

*9367

可令洩申給、恐々謹言、

十月十二日

左中弁忠方〔藤原〕

謹上 中納言法印御房

追申、

此状御一見之後返給、可下知社家候、日来高俊〔藤原〕

朝臣奉行候之处、被改仰候歟、為御不審令申候、

一、来十二月七日御春日詣、任例可致其沙汰之由、可令下知 *9366

寺家并社家給者、依 殿下御気色、執達如件、

十月十一日

勘解由次官定藤

〔一才〕

謹上 左中弁殿

一、寺辺材木点定事、任例下知畢、使定兼、守夫国吉、修理

所使八目代・木守等、

一、木津材木点定事、

興福寺公文所下 〔使 兼嚴 相与 兼次 〔預下同〕〕 泉木津南木屋領等

可早任例点定材木等事

*9369

右材木等、来十二月七日 長者殿下御春日詣料也、任例自

泉木津至于幡田津、可令点定之状、依

政所仰、下知如件、以下、

文永二年十月十七日

〔良舜〕 寺主大法師 在判

〔知事法師 權專〕 大知事法師

〔一ウ〕

〔十七日吉日也、 一、長食・雜饗等下文成事、 〔屯下同〕〕

公文所下 勝乘寺

*9370

可早任例調進長食二具事

右長食、来十二月七日 長者殿下御参宮料也、同六日任例可令

調進之状、依 政所仰、下知如件、

文永二年十月十七日

寺主大法師 在判

公文所下 進官立野庄

〔二才〕

*9371

可早任例催進雜饗十二前・酢器七前・秣十二束事

右雜饗、來十二月七日 長者殿下御參宮料也、同六日任例

可催進之狀、依 政所仰、下知如件、

文永二年十月十七日

寺主大法師^{在判}

一、木柴伐人夫召事、

吹田庄十九人、大住庄十人、^{但一人 闕了、}田村庄七人、

狭山庄卅人、龍蓋庄廿人、^{但三人 御免了、}狛野庄廿人、

猪名庄五人、澤良宜庄三人、足刀庄五人、

已上百十五人入杣了、細領小守弥五郎、国俊^(2ウ)

木柴二千卅荷、一人役日別木柴二荷、

蜆四筋、藤二筋、打杭一本、^{凡ハ三千荷 可用意也、}

已上一人一日役十ヶ日分可准之、

藤打杭ハ人夫役終天罷出之時、公文所へ持進了、

蜆木柴ハ^{置笠置津木津へ下了、}

一、興福寺公文所^{本柴積事使仕}下 幡田津沙汰人等

可早任下知積下木柴等事

右木柴、自来廿日可被拵之、隨伐出、以夜繼于日、悉可令積下

木柴等之狀、依 政所仰、下知如件、以下、^(3才)

文永二年十一月十日

寺主大法師^{在判}

一、興福寺公文所^{使仕丁 為清}下 泉木津 木屋領等

可早任例積進木柴等事

右木柴、自来廿日可被拵、隨到來、以夜繼于日、悉可令

積進之狀、依 政所仰、下知如件、以下、

文永二年十一月十日

寺主大法師^{在判}

一、七郷木柴切符云、

木柴一荷、蜆一本、藤一筋、^{長二丈、}來十五日以前^(可)

沙汰進之狀如件、

文永二年十一月三日

一、国中等巫女木柴事、任例可被下知之由、西金堂大行事へ

被触了、使正珍、

一、染殿木柴事、寺家御教書、

御春日詣事、可為來月七日之由、被仰候、染殿木柴事、任例

可有御下知之旨、可令申入給之由、所候也、恐々謹言、

十一月一日

謹上 伊予上座御房

一、同木柴事、一乘院御返事、

御春日詣可為來月七日之由、承候了、染殿木柴事、

早可令下知之由、可令申入給之旨、所候也、恐々謹言、

十一月二日

公文寺主御房

一、公文所^(文事)下 寺辺国中馬駒勞等

可早任例調進御廐腹懸・垂布事

右腹懸等者、來十二月七日 長者殿下御春日詣馬場院

御廐料也、任例可令調進之狀、依 政所仰、下知如件、以下、^(4ウ)

文永二年十一月十日

寺主大法師^{在判}

知事法師

權專当法師

一、公文所^(署下同シ)下 長柄庄

可早任例堀暑預調進御餽餽事

*9386^(3ウ)

*9383

*9385

*9393

*9392

*9395

木津河原、任先例今月中可令修固之状、依 政所仰、下知如件、以下、

文永二年十一月十六日

寺主大法師在判

一、公文所下使 增春 永賢 仕丁添下郡刀祢司并郷々庄々土民等

可早任先例修固路次事

右、来十二月七日 長者殿下御参宫料也、自大柳至于平

塚、任先例今月中可令修固之状、依 政所仰、下知如件、以下、

文永二年十一月廿日

寺主大法師在判

一、興福寺公文所下使 相弁 相与 仕丁泉木津木守等

可早任先例修固路次事

右、来十二月七日 長者殿下御参宫料也、自木津至于大

柳、任先例今月中可令修固之状、依 政所仰、下知如件、
□□^(10ウ)

文永二年十一月廿日

寺主大法師在判

、、、
、、、
、、、

一、一乘院へ被申云、木津以南被造路候、御領内路橋等事、

任例可有御下知之由申入候了、使相与、
可有御下知之由、有御返事、

一、自平塚至于法花寺鳥居路次事、任例可被下知之由、法花

寺別当へ相触了、使相与、

一、馬測橋事、東大寺与法花寺行合、可被修理之由、

東大寺執行ニ相触了、使增春、同法花会別当へ相触

了、相与、

一、宿所点定事、御使信智、琳賢、

公文所点定

来十二月七日 長者殿下御春日詣共奉人宿所点定

如件、

荷坂・三条・小西・東里・登大路・中御門等点了、
子細在別紙、

一、御傳餽供御所札事、

公文所点定

来十二月七日 長者殿下御春日詣供御所料点定如件、

已上三枚書天長柄庄定使寺侍半三郎、為俊ニ更替了、

一、供奉人宿所事、被下家司屋了、善悪并小路ヲ注テ、

京都札ヲ押置了、即今日廿二日、宿所等下家司モ交替了、

宿所事兼日京都直沙汰神妙之由、有其沙汰、

一、黒木屋葺松葉、修理所沙汰、

一、同上葺松葉事、任例可致沙汰之由、両堂へ相触了、定嚴、

爰両堂申云、先例自 寺家可伐其山之由、就被 仰下、伐

進之由申之、仍古老中綱等ニ被尋先例之处、両堂へ充賜

山事不承及之由申之、其上被披見御記等之处、其趣

不見之、然而両堂へ重被仰下云、上葺松葉事、充給山

之条分明ニ可注申之由、被 仰下了、両堂成集会評定申

間、代々龍光寺山之松葉伐了、然而上官僧綱山不蒙仰シテハ

堂家許伐之条、不可有候歟、但日記等ハ不候、所詮者龍光寺山為

瓦木当日悉被伐了、可伐之分無候之上ハ、近辺山ヲ可伐之由申之、

重被仰下云、可伐何山云事難被仰、早任先例可致其沙汰之由、

被仰付了、

一、上葺松葉付料薦下行事、

二百枚内、

百枚東金堂へ下了、同諸進願春房・今一人不知 二人、相共持夫ヲ
相具テ公文所ニテ請取了、
百枚西金堂へ下了、同諸進願春房・尊蓮房二人、持夫
相具同請取了、

一、上葺松葉事、為両堂沙汰、南院家御領今林山ヲ伐之由被

聞食、件輩等可追返之由、自 寺家嚴密被仰下之間、自公文所遣仕丁

則吉被追返了、(12才)

一、同松葉事、両堂率五百余人花山ニ乱入取松葉云々、此条寄事於左右、数百人乱入而令損山之条不可然、早仕丁二人・小木守等遣天、当番之外不可取之由、御下知了、

仍今屋花山松葉被用了、是レ非寺家御定、堂家私ニ計沙汰了、

一、胡粉二荷、被召横行、^(度)食料一斗、可給之由申之、

一、可被用楽器事、

左中大鼓一 同征鼓一 同鉦七本

已上被実檢之处、破損過法見苦之間、被修理了、火焰造繼

事、被仰木仏師了、^{料木鶴龜造之時残松樽一被遣了、}

在日食、如常、但大仏師私宅へ被遣了、

同料膠十連、^{召細工了、}三寸釘五連、^{寺鍛冶ニ召了、}弁了、

縫卅、^{寺金物鍛冶ニ召了、}弁了、又巡身・光十七内、十三失了、同

可造加之由、被仰付了、料竹自公文所遣了、

一、同雁幽板八枚并高欄一、為修理所沙汰被造了、^(備下同ジ)

一、巡身并光十七、又鉦ヒレノ縁漆紙一枚半、可押薄之由、被

仰天塔本薄次郎之許へ遣了、用途七百四十可下行之由、下文

成了、納所善印房勾当、

一、同巡身・光・高欄、雁幽八枚、鉦ノヒレ漆紙、征鼓火焰・玉絛等

漆用途一貫五百、中院太郎大夫ニ可下行由下文成了、納所

善印房勾当、

一、同鉦ヒレ金物并高欄金物等用途一貫五百、北室七郎入

道ニ可下行之由、下文成了、納所同前、

一、征鼓火焰薄七百并雁幽八枚薄用途一貫四百、中院

四郎ニ可下行之由、下文成了、納所同前、

一、胡粉タル之料桶一口・杓一枝・絹切三尺、絵大仏師勝寛房

許へ遣了、胡粉二荷同遣了、但是等召仏師職事給了了、

一、征鼓採色用途七百、絵大仏師ニ可下行之由、下文成了、納所同前、

一、寺家御教書、

黒木屋料三箇庄大樽廿五支・日高庄小樽三百支、不日加

下知修理目代之許へ可沙汰付之由、可令下知給之旨所候也、恐々謹

言、(14才)

十月廿一日

泰經奉

鯰江庄大樽事、先立定御下知候歟、如何、

仍両庄成下文付預所了、

一、木津点定材木内、西大寺材木七九寸五支歟、六支歟云々、然而

聖人被申子細之間、可免除之由、木津へ下文成了、使為元、^(敬尊)

一、鯰江庄大樽三百支^{弁二百支、}修理所へ弁了、^{聊雖有不審、先例修理所へ}

一、人夫召庄々、各中十箇日役、且先例也、^{弁之由依有其沙汰、不及公文所被申}

吹田庄五十人内、^{且十九人入袖了、}二人募樣器、

浜崎庄十人、且二人參了、

澤良宜庄十三人内、^{三人入袖了、}溝杭庄十人内、^{四人入袖了、}

味舌庄七人内、一人參了、^{所殘一貫五百}可進現夫之由、^{弁之、然而被追返了、}重下知了、

笠庄卅人内、十人參了、^{依公文所知行}新屋庄五人、

岡田庄二十人内、七人參了、^{不及沙汰}安吉庄十人内、二人參了、

測庄十人、^{物部庄十人、}犬上庄三十人内、五人參了、

鯰江庄六十人内、^{廿人弁了、}浅井庄廿七人、^{仍代四貫文弁之、}

三俣戸庄廿人内、十三人參了、^{狭山庄卅人、}皆人袖了、

足刀庄廿人内、^{五人入袖了、}坂田庄卅人内、十人參了、^{五人加用參了、}

狛野庄四十人内、^{十七人入袖了、}賀茂庄卅人内、四人參了、^{廿人加用參、三人御免、}

大住庄三十人内、^{十人入袖了、但一人六闕如、}綺庄十人、且二人參了、^{四人加用參了、}

*9372

(14才)

(15才)

瓶原庄十人内、三人参了、

志紀庄十五人、

若池庄八人、

宇礼志庄廿人、無動仕之例之由申之、

谷河庄廿人、代一貫五百弁了、

龍蓋寺卅人内、廿人入袖了、

田村庄卅人内、七人入袖了、十五人加用参了、

龍門寺四十人内、卅九人参了、

猪屋庄八人、

嶋庄十人、

宇治庄十人、無先例之由申之、

朝倉庄、同上、

長井庄十人、同上、

已上、前二条殿(良実)殿御時御参宮被 仰下之時、少々人夫等令

参勤之間、今度亦参否参差也、

一、黒木御所簾懸古年頭事、任例可下知儲之由、両堂へ

相触了、使定嚴、

一、黒木御所料苅、為小木守等之沙汰取儲之云々、

一、黒木御所加用人夫廿人、任例可沙汰給之由、自修理所被申之、

仍被召遣廿人了、中十ヶ日役、

一、黒木御所樹本木沙汰料人夫十人、各持鋤、雑々人夫也、并仕丁一人、武末、

造花大工頭覚房得業許へ遣了、

一、同料縄五房、寄車一両、番匠一人、修理所之沙汰ニテ同被遣了、

一、同本木取料伝馬八疋、狛野庄へ召了、五疋ハ日帰、三疋夜留召テ

同遣了、

一、同本木曳料人夫百五十人可入云々、仍七郷人夫五十余人、

福嶋市人夫、大宅寺人夫并木守小目代等之下人共、被召

遣了、又力車三両、修理所、番匠少々、同上、比曾七十本、同上、

縄五十房、同上、綱三筋、同上、同被遣了之了、件本木八峯山

奥■糟立辺二天被伐之了、

一、松本木、修理所、沙汰、梅本木、公文所沙汰、

一、殖松ノ松葉枝令取料人夫廿人、頭覚房得業許へ遣了、

白毫寺山二天取之云々、

一、黒木御所苅押并倍膳長谷寺僧十六人、任例可被沙汰進之

由、長谷寺別当転経院へ相触了、使正珍、

一、染殿木柴事、来廿八日以前可沙汰給之由、重一乘院(申

入了、使相与、

一、巫女木柴事、同廿八日以前可沙汰給之由、西金堂大行事へ

重相触了、使正珍、且任交名、済々可沙汰給之由、○相触了、

一、黒木御所掃除事、自東大寺伏拝至于馬出橋辺、任例

致沙汰了、夫領為武・貞久、人夫ハ郡々夫也、中十ヶ日経役了、

伏拝以東社家沙汰、

一、同御所溝掃除横行役、自修理所下知了、

一、柱松事、自佐保殿至東大寺伏拝、修理所沙汰、以東社家沙汰、一丁別一本、但諸門前ハ二本併立之了、

一、黒木御所壁并シタチ事、カヘ大夫為永役、修理所ヨリ下知、

日食在之、

一、御廐・車宿壁并シタチ仕丁役、修理所直下知了、日食、

一、黒木御所木柴垣身大竹并縄等事、任例可被用意之由、

修理所へ相触了、使幸縁、

一、同木柴始事、自今日廿六日、行事、幸縁・為武・則弘、

公文所使者八郎入道、御山巡檢之役二天拵之了、北口ハ沙汰者

東里力寿、南口宗南院次郎大夫、南北沙汰者召集巡檢

等令拵之了、同料加用人夫十六人遣了、

一、木柴垣已上七十四丈、加門隠等定、一丈別木柴廿五荷、松杭四本、

蛭、多少可依所、

一、寺領人夫等代進木柴二千卅荷、一乘院染殿木柴八十荷、員数先例云々、

大行事沙汰分巫女木柴且八十荷、七郷木柴八十荷、公事足許出之、

已上拵樣随所有善惡、然而一丈別廿荷充置ヌレハ満足了、

一、一乘院御教書、
*9425

染殿木柴令沙汰進之由令申候、可令申入給之旨、所候也、
恐々謹言、

十二月三日
好舜奉

公文寺主御房
*9426

一、寺家御返事、
染殿木柴事給候之由、可令申入給之旨、所候也、恐々謹言、

十二月三日
寺主良舜奉

仍染殿木柴八十荷、以車被送之了、但付馬場院、
〔18ウ〕

一、御春日詣丈六堂以南懸替并追牛事、可令申沙汰
給之由、所候也、恐々謹言、
*9412

十一月廿三日
泰道

謹上 助僧都御房

追申、

法花寺懸被儲事、宜御牛之様、可令申沙汰給候也、
今度御牛文罷入候之間、被申丈六堂以南懸候也、

一、興福寺公文所下 山城国狛野庄
*9427

可早任下知引儲肥牛四頭事加進牛一頭定、

右、来七日 長者殿下御参宮料也、自丈六堂至于木津
〔19オ〕

北河原、可懸進之状、依 政所仰下知如件、以下、

文永二年十二月三日

寺主大法師在判

一、御帰路九日懸牛事、同下知了、使則次、

一、巫女木柴事、自大行事雖可被送之、折節無入夫之由被申之、
間、仕丁一人、人夫等、進、請取八十荷了、且分
不可成先例之由、被問答了、加行事等

一、木柴捨巡檢五ヶ日人数八十五人、定、長日別五升、

連日別四升、行事幸縁五升、仕丁二人各三升、公所使八郎入道三升

充可下行之由下文成了、納所善印房勾当、
〔19ア〕

一、折敷料正木二支事、一乘院家へ被申之處、御返事云、
*9413

御参宮役正木間事、被下知候之處、御塔寄人等申状
如此候、此上事可為何様〔ママ、紙背墨痕ヲ難ク〕候哉之由、可令申入給之由所候也、
恐々謹言、

十一月廿四日
從儀師順寛奉

謹上 公文寺主御房

一、西御塔材木三座寄人等謹言上
〔正本〕
*9414

御参宮鶴亀料木外被召檜木正難勘事〔感〕

夫当寄人者、行幸・御参宮等之時、令進鶴亀料木之外、更無
余所役、而今可令進正木之由被 仰下条、無術之次第也、今為先例之由、
〔20オ〕

所蒙仰候、橋本公文所御時事者、座衆等全不存知、但伊賀

座沙汰人三郎入道者、故法橋御房仁參着候キ、然者賜用途歟、

將又私之御志ニ進歟、余輩等都以不覺悟仕事也、又俊守弥

五郎沙汰者之時、鶴亀翼之料三寸半折節無之間、其代ニ

令進正木事候キ、此条即鶴亀之料木也、全非余課役、次建長
〔元年十一月、藤原兼平〕

行幸・正嘉御参宮等之時、以福丸威勢令対捍之由蒙仰事、又

以不存知、彼時等粗雖有此仰、三座衆参仕、任例申開子細之時、

終不及勤仕而止了、且三郎入道并福丸等共伊賀座沙汰者也、

以此等之例被仰下者、件正木以伊賀座衆等之沙汰可令進之由、被
〔20カ〕

思食歟、其条又不存得、如此課役之時者、三座平均令支配事也、

何可為一座之役哉、且任先例、且依現証、為蒙御免、乍恐粗言上
如件、

一、寺家重御教書、
*9416

御塔寄人等申正木間事、相尋候之處、相芸等申状副具如此

候、此上事、可為如何様候哉之由、可令申入給之旨、所候也、恐々謹言、

十一月廿六日

寺主良舜奉

謹上 越後從儀師御房

一、權專当相芸等謹弁申

御餽餽等折敷等料^(正木)正木間事

右子細者、行幸・御參宮等之時、御塔家寄人等弁出正木之条、

先例候、即故橋本法橋御房公文目代度々 行幸・御參宮等被

執行了、每度正木為寄人等之役弁出了、而去建長・正嘉等之時、

福丸嗽々令对捍之間、問答之處、日数迫之間、無力而止了、雖然有

限御餽餽等料正木、令失墜之条、不便次第也、且雖申篇々

会尺、弁出之条者、已承伏了、此上事可為上御計候、仍謹所

弁申如件、

文永二年十一月廿六日

相芸等上

一、重又自 一乘院以御教書、寄人等重解狀被執申之間、無期

日之上、無沙汰而止了、仍正本事、為公文所沙汰被尋出了、

一、黒木御所上張木□三本并鹿蘭院門材木料二本、花山^{二天}

伐之了、七郷民等任例可曳之由、自修理所被申之間、郷々主典等^(21ウ)

下知了、

一、大掃除事、自馬場出橋至于東不開御門、新藥師郷役、自不開御

門至于古京橋邊、^{南大門郷役}自一鳥居至于橋本、同郷役、自東御

門北柱至于東光院通、^{東御門郷役}自北御門至于東御門北柱、^{北御門郷役}

自北御門至于西穴口、^{西穴口郷役}自穴口至于西御門、^{西御門郷役}自西

御門至于橋本、^{不開御門郷役}

已上任例可致沙汰之由、郷々主典^二下知了、

一、寺中掃除事、同任例可致沙汰之由、下知主典了、

一、八幡伏拝以南路次不淨物等、可清目沙汰之由、北山非人^二下知了、

使戸上・膳手、

一、同西路事、同下知了、^{使同前}

一、逆野辺掃除等事、橫行并細工役、但下知ハナシ、

一、樂器料懸金卅具可造進之由、金物カチ^二下知了、即如員数

弁了、仍用途米二斗可下行下文成了、^{納所善印房勾当}

一、御餽餽餽器事、春日^上分五具、殿下御分一具、公卿十一

人分十一具、已上十七具、又余分四具、都合廿一具、任例可沙汰

由、相芸勾当^三被仰付了、仍用途二石三斗一升八合、^{会所升定}

一具別^{一斗二升二合充}、可下行之由下文成了、^{納所善印房勾当}

一、六本物今度被略了、仍其分樣器無用意、

一、公卿儲事、同被略了、為寺僧之煩之由、被聞食故也、

一、加用中綱一人^{鷹禪}、造花沙汰人顯覺房得業許^(遣了)、是ハ

藤花等廻請候之外也、

一、黒木御所經營支配事、公文所沙汰、在別紙、

一、佐保殿經營支配事、坊官所沙汰、院御寺務時ハ先例云々、

一、御餽餽料造折敷五十枚被送了、八寸五分定、

春日^上分十枚、殿下御分二枚、公卿十一人分廿二枚、

已上卅四枚、用意分十六枚、

殿下御分二枚ハ胡粉ヌル上ニ鶴ノ松クウタル織物ヲハル、カチ^二ハ

雲母ヲヌル、自余ハ胡粉上ニ、鶴ノ松食タルヲカク、

一、高天・符坂路次掃除并大道中釘貫暫可被退之由、其郷

主典下知了、

一、藍皮一枚、^{卅五文、薄様十帖、上品}

已上大乘院家寄人背宝藏出之、^{但自坊官所被送之}

一、藍皮一枚、^{廿五文、但五文不足、重被責}赤皮半枚、

已上西金堂寄人背宝藏出之了、

(22オ)

(22ウ)

一、絵懸盤百九十前被用了、〔品〕下、庄々清物ヲ被用了 此内玄城工儿懸盤

九十四前、木仏師役、在日食、如常、加余分定、

一、天井料桧網代十三枚、加南面立部并脇座等分定、蜷竹卅七本、以人夫遣之

了、木仏師役、但木仏師等私ニ相語、番匠令張之云々、在日食、行事定兼等、

蜷竹前々ハ卅三本雖入、竹依短卅七本入了、

一、同料三寸釘廿三連、五寸二連、天井ヲヒシ搏等、修理所沙汰

先立被用意之了、

一、東御塔北面并東西御塔内掃除、以郡々人夫被用之了、

夫領仕丁為武・貞久、非先例歟云々、自白木橋御出

一、寺家黒木御所御出、御前中綱等慶縁・相舜・正春、

兼嚴・定兼・慶芸、同仕丁為武・武宗、

一、權別当御前、相与・信智・順慶・良珍、

自黒木御所南裏御出アリ、〔塗〕

一、黒木御所被用旧之間、木口黒ミテ見苦之間、仰丹柒被

柒白土了、十二月五日修理所沙汰

一、御樽鉢下行物事、

桶、大三、小三、粥桶也、白折敷五十枚、普通納折敷、在サラ、無立板、長横二合、

足桶二口、上料出瓶口裏料、薦五枚、薄様一帖、加春日上下分定、又用意分四枚、絵折敷卅八枚、

杓二枝、公欄出瓶口裏料、厚紙一帖、暑預五柄、炭廿籠、

油一升、通所下文成了、粉料米三斗、下文成了、小豆一斗代米一斗、下文成了、

御酒塩料米一斗、下文成了、食料五斗、下文成了、打板二枚、修理所、〔腰〕

縷一帖、同、続松卅把、同、岡松二荷、同、様器十九具、加余分定、相芸勾当、分二、〔24ウ〕

出高器卅八本、勾当、罇盛十九、同、出瓶十九、同、御蓋七十六、同、

窪杯十九、同、箸台十九、同、石納釜、依無下行之例、不及沙汰、火桶二口、同上、

堅塩五果、同上、

一、下

可下行能米拾式石事、会所斗定

右罇鉢女十二人白物料、可下行之状、如件、

文永二年十二月五日

寺主大法師

一、下 通所

可下行油壹升事

右公卿送物料、可下行之状、如件、

文永二年十二月五日

寺主大法師

已上十一通成了、公卿十一分即送中綱、各一通賜之了、〔入脱〕

一、宿所点定事、一乘院北面縁忍房屋ニ公文所点定札ヲ押了、

而両院家祇候人之屋ニ被押札事無先例之由、依有其沙汰、剝

取件札了、雖有御難依々々不及沙汰

一、吐山庄簾五十間弁了、公文所ニ被納了依不審注之、

一、簾四十間馬場院へ遣了、白木屋二字、各十六間、東白木屋東金堂古年童、西白木屋西金堂古年童、〔25ウ〕

罇鉢屋ニ八間白、東四間東金堂古年童、西四間西金堂古年童、懸了、

一、同形皮百六十、皮子蓋二人天、馬場院遣了、長六寸・弘七分切天、黒皮細切天ハエ頭ニ

結テ遣了、長六寸緒結テサケタル分ナリ、

一、同結緒并ツレノ料、厚紙一帖・革少々遣之了、又筒貫料

竹四十筋同遣之了、十月六日

一、弘筵等被敷之、長筵四十六枚、弘筵十七枚、又弘筵四枚遣之了、

一、同料縫并番匠等修理所沙汰、奉行人等、公文寺主、良舜、

加賀寺主、範盛、但馬威儀師、慶譽、上総都維那良義、并下

北面者少々、若中綱少々、

*9128

*9129

一、木津浮橋并木津以南路造事、任例可令実檢之由、下知了、
使琳美・則行、但下文不成、

一、柱松等弁杣々、丹生杣、柱松四本、弁、続松五十把、弁了、
水間杣、柱松二本、弁了、続松百把、弁了、

已上修理所へ弁外、公文所方へ弁分如此之由、仙人等申之、

一、垂布・腹懸閑皮料、赤皮八文、
手搦藤二部二下行了、

腹懸八筋、打二丈、垂布北面出門二間、七流、南面、南面出門二間、七流、但單定、
半部垂布北面四間、南面四間、共單也、合八間、

一、長谷寺若押僧十人、倍膳六人、已上十六人參了、而近來無益酌之
儀之間、六人へ被返了、

一、同若押僧十人糧料一石、可下行之由、下文成了、会所斗定、

一、黒木御所経營料玄城工儿絵懸盤下行事、

一、倍從舞人廿人料廿前、弁權寺主使三下行了、

一、御隨身十二人料十二前、侍從都維那使三下了、

一、宮堂召仕十二人料十二前、出雲都維那使三下了、

已上此日記外ハ懸盤モ折敷モ不下行、

一、公卿院飯勤仕人々交名、

縁松房 慶真房 順覚房 善春房 宗順房

蓮長房 明円房 賢恩房 了学房 等学房

順学房法橋 栄恩房法橋 浄仁房 実賢房 播磨公

聖願房 舜良房 永忍房 良覚房 願仙房

乘蓮房 顯春房 願真房

已上公卿并御志人々被送遣之外、一具残了、仍中綱仕丁

等中へ給了、

一、黒木御所守護事、若中綱仕丁并下北面・御力者等被遣了、

但中綱仕丁ハ新儀歟、

(26才)

(26ウ)

(27才)

一、花覆料薦十五枚被遣了、同繩・比曾等修理所沙汰、

一、料竹召國中雖被用意、不入其用、

一、鶴・龜・小鳥等居事、木仏師役、但花大工等相共被行事、

鶴ノ栖食料薦一枚被遣了、

一、懸簾四十間還御之後、公文所へ被返取了、
□□ハ京下者被盜取了、

一、弘筵・長筵等同公文所へ被返奉了、

一、黒木御所料油三升公文成了、
通所、又二升成了、通所、為用意、但不入、仍下文破了、

一、酢器・雜饗等納所中綱等、

一、相芸 相舜 朝忍、
遠行之間、立代了、 定兼 順慶 賢舜 禪忍、
諸進

琳賢 慶尊 為武 貞久 武宗、
沙汰者、 武次、
食堂之童子、 武永

一、公卿等へ被送之後殘分事、秣三百廿四束四把、

雜饗二百九十前、
加見口定、 酢器二百九十七前、
加見口定、

長食見饗四十一前、長食三具、
獎式分、

已上、

一、公文所進物、秣二百束、屯食一具、又酢器一前、雜饗一前、

屯食見饗一前、
トシ、可被御覽之由、被仰之間、副天進了、

(×長)

一、納所中綱一人別、酢器十七前、雜卿十七前、秣十一束九把、

屯食見饗三前、酒三升、酢器・雜饗等生料支配在別、

已上、

一、同仕丁一人別酢器八前、雜饗八前、秣□束十把、
(五)

屯食見饗一前半、酒一升五合、

已上、

一、中綱大座酢器六十前、一人別二前、雜饗六十前、一人別二前、

已上二十人分也、除納所九人定、

一、仕丁大座酢器卅六前、一人別一前、雜饗卅六前、一人別一前、

(27ウ)

(28才)

(28ウ)

已上卅六人分、除納所五人定、

一、食堂觀音上分ニ、屯食見饗一前、實須留正僧上分内二前、(聖)

已上、

一、黒木御所方々拵木柴、皆寺家へ被召了、

一、隨身屋疊京下者皆取了、

一、殿下御參宮之時、東御門傍一帖引之、修理所床二前、同、白縁二帖、同、

樂器等行道之時、大鼓・征鼓置之云々、

一、屯食納之時、酒一具別六升、八合升但此内一升ハ見饗云々、正物(29オ)

分ハ五升也、公卿等へ送進之時ハ一樽ニ酒升ノ五升入、但五升内一升水入了、先例云々、

一、屯食生料弁五斗長合、端座へ下行之時ハ三斗下之、是則同見饗

酒等ヲ不副下之故也、

一、諸道屯食下行事、

大乘院工、一具、官行所、一具、龍花院工、一具、絵仏師、一具、

木仏師、一具、寺工、一具、寺金物鍛冶、半具、寺本座鍛冶、半具、

新座鍛冶、半具、大乘院造同、(丹)半具、一乗院造同、半具、檜物座、半具、

已上正嘉下行例也、但半具下行ハ當時不足之間、如此支配了、(29ウ)

一、屯食一乗院方ハ食堂へ被送了、

大乘院方ハ無其儀之間、下行分ニ不足之間、寺家へ申入候之處、但馬威儀師奉行

院家方屯食・酢器・雜饗等ハ坊官所へ納置テ公文所方依不足

申子細時、送遣先例也、而未触申坊官所歟、所詮公文所へ

可送遣之由、坊官所へ被仰付了、問答坊官所沙汰取之後、諸座ニ

可下行也、此上若猶不足アラハ、公文目代可計沙汰之由、被仰下

之間、自坊官所沙汰取天如此被下行了、

且院家方七具内、一具ハ直食堂へ寄云々、一具御志三人賜了、残

五具(×了)被下了、

一、黒木御所世俗等クマル、事、以絵図上総都維那被奉行了、

一、黒木御所御簾并疊等事、寺家御沙汰、又屋々疊事、同定、

但樂屋疊ハ修理所沙汰、

一、弘筵寸法事、長二丈一尺、弘七尺五寸、長筵三間俎、ワタリ、

一、黒木御所松梅等之樹并鶴龜等守護、両堂古年童役、

一、七日夜公卿等送物事、公文所下行等沙汰ハ了忍房助役、

公文所ニ人夫等ヲ百廿九人召集天、送中綱仕丁等ニ、次第被交替了、

一、自公文所被下物、藁・炭・続松・樽・桶等也、

一、圀飯悉被公文所撰分善惡、随由被送了、自本所持進持夫

等ヲ留置被送了、

一、(醃)器雜饗等ハ進官庄々即持之、手ヲハナタスシテ令持之了、先例也、

屯食事、同末寺等持夫ニ令持天送了、先例也、

裏飯・樽酒・秣ハ寺領人夫等持之了、是モ先例也、

一、(政所分)送文云、悉付ハ為後々不審注之、送文ニハ不可有事也、

進上

侍二十前佐保殿御儲事也、政所二十前同上、

贊殿五前同上、御厩舍人廿八前同上、

御冠師一前同上、

屯食廿五具 酒廿五樽

雜饗三百前 裏飯千果

秣三百束 藁千把

右、進上如件、

文永二年十二月七日

進上

圀飯一具 屯食二具

酒二樽 酢器饗十前

雜饗五十前 裏飯五十果

(30オ)

(30ウ)

(31オ)

*9132

*9131

秣三十束

蜀三百把

油一升

炭十籠

〔続〕松三十把

〔右〕進上如件、

文永二年十二月七日

〔因〕卿十一人分、任送物員数書之了、十一通也、

送文書様ハ如此、送中綱ニ各一通給之了、

一、中綱録物麻布四十段、^{〔録〕}一端別長二丈八尺、

各一端充取之了、<sup>冊九人
支配了</sup>今一端残ヲハ、先諸進之許ニ可被置

之由、評定天預了、小綱ハ前々両分給之由雖訴申、不及指

沙汰而止了、

一、玄城工儿絵懸盤之外ハ、納折敷モ造折敷モ不下行、

一、無公卿儲之間、普通絵懸盤モ不用意、^{〔追筆〕}

^{〔良舜日記書出之了、依賢舜記、}

一、黒木御所鎮五十、

寸法 長五寸 広二寸七分 厚一寸七分

修理目代造之、進上公文目代之後、於公文目代

許一ヲ厚紙一枚ニテ各裹之、

為後日書入之、

〔31ウ〕

【解題】

古二三三八七。原本未見で、八寫幸子「大乘院文書」目録「〔北の丸〕三五、二〇〇二年」九三頁によると、一冊、縦三一・三×横二五・一cm、三六紙、紙背文書あり。袋綴冊子である。所蔵館で閲覧に供せられる写真版は、冊子の綴じを外した状態で表裏ともに撮影したマイクロフィルムからのA4判プリント。東京大学史料編纂所には、写真帳二種〔G171.65-33-117〕〔G172-6〕（ともに綴じた状態で撮影され紙背文書の写真なつ）と影写本〔3072-13〕・紙背文書影写本〔3071.07-36〕が架蔵される。

すでに竹内理三編『鎌倉遺文』一三卷（東京堂出版、一九七七年）に、出典を「内閣本大乘院文書御参宮雑々」として、写された文書を三八通に分割して収録されており、ある程度利用もされているが、地の文であるため未翻刻の部分が多く、また配列も改められて全体の脈絡も分かりにくい。そこでこのたび全体の翻刻を試みた。^{〔1〕}『鎌倉遺文』既収の部分は、文書として引用の始まる行付近に文書番号をアラビア数字で行末に注記した。

なお未翻刻部分を収めた史料集としては、例えば、奈良県立同和問題関係史料センター編『奈良県同和問題関係史料』一〇・大和国中世被差別民関係史料（二〇〇五年）史料二八、天野忠幸・樋口健太郎「尼崎市史古代・中世史料補遺（二）」（『地域史研究』一一五、二〇一五年）八二・八三などがあるものの、おのおのの史料集の主題からごく一部に限られている。また『奈良市史』通史二（一九九四年）第三章第三節（稲葉伸道執筆）一九一・二頁「春日詣人夫」の項に要約され、一国平均役の賦課について述べられている。

本記は、文永二年（一二六五）十二月七日の関白一条実経の春日社参

詣に際しての興福寺側の記録で、準備の実務を詳細に伝えるものである。公文所発給の文書などを写し控えるとともに、宿所点定や黒木御所の造営と饗応、職人や人夫の動員と下行など、行事遂行に際しての雑多な業務の処理が記録されている。とくに中心となっているのは、路次と滞在に関わることで、黒木御所の材木・木柴・松葉³の確保や樂器などの修理が大きな割合を占めている。

本書は南北朝時代の写本になるが、原表紙の外題墨書に「御参宮雑々記〔中綱賢舜記／文永二年〕」とある。賢舜は、公文所の権専当法師として文書の発給（4才ほか）に関わっており、「酢器・雑饗等納所中綱等」（28才）の中にもその名が見え、表紙注記に矛盾はなく、その記とみてよからう。

賢舜については史料を搜索できておらず、大乘院方の坊官であろうが、詳細は今後の検討に委ねる。公文寺主良舜は、寺家三綱を輩出した福智院家の者である。⁴南北朝期に大乘院門跡の元で形成された坊官による記録類がまとまって残されており、本書はその一部をなしている。

本書には紙背文書があり、後七月十日付けの書状が含まれ、延文二年（二三五七）が目安となる。この頃には神木動座が行われており、紙背文書には放氏に関する書状も多く、一乗院・大乘院両門跡の激しい対立のあった時期にあたる。うち一通には「御春日詣条々畏承候了、被仰寺家并社家条々、任例執事申沙汰候歟令存候之処、無其儀候乎、以外候、……」といった文言も見え、実務的な必要に応じて作成されたと考えられよう。

一条実経は、父道家に愛され寛元四年（一二四六）に関白となつてゐるが、翌年に父の失脚から摂政を辞し、父と対立していた兄二条良実の譲りにより、この文永二年閏四月十八日になつて関白・氏長者に再任される。九月十九日に法成寺修造、十月二十九日に法性寺参詣、翌三年正月二十九日の後深草上皇・大宮院の春日御幸に宇治で奉迎など、摂関家

当主としての行動が続いており、春日詣もその一環となるう。

この春日詣の他史料での所見としては、『外記日記（新抄）』（『尊経閣善本影印集成』七三）に、次のようにみえる。

関白殿下御春日詣也、上皇於二条殿御棧敷御見物、^{参会}皇后宮大夫師繼卿以下扈從之、九日還御云々、

また春日若宮神主の『中臣祐賢記』（『春日社記録』一）には、準備段階から若干の関連記事があり、当日条には、

御参宮、社頭祓戸令着給時、^{午刻也}殿下九条関白殿下実経、如例、但委細事御参宮双子日記三書之、（下略）

とあり、十一月八日条にも「委細事御参宮日記在之、」とあるように、別記が記されていた。春日社司へは、十月十九日付けにて、十二月七日の春日詣が伝えられ祈禱と社頭修理などの準備が命ぜられている。

本記の読みどころはその詳細な記述にあるが、あいにく充分な解説の準備が整わない。単に寺院内部の事務的な関係のみならず、交通路や都市奈良、そこに関わる職人・座、荘園への雑役賦課など、社会的な広がりがある視野に入ってくる史料であり、今後の利用も期待される。誤写や誤翻刻の可能性ある文字が若干残り、識者の御教示を乞う。

翻刻にあたっては、行取りは底本に従い（30才で一行に収まりきらなかった箇所あり）、通行の文字を用いた。左傍点は重ね書きで、修正された下の文字が分かる場合は右傍に（×）として注した。傍注（一）は校訂注だが、近接する箇所には省略した。土山が翻刻を作成し、藤原が校正して解題を執筆した。校正には太田克也氏のご助力を得た。

- (1) 類似的史料として正安二年『興福寺金堂 供養御参宮雜記』(古二六一五〇八)もあるが、こちらは文書写しが本文の大半を占め、『鎌倉遺文』にほとんど収録済である。若干の地の文や割愛された文書、また文書の配列や校訂などになお問題は残すが、今回は扱わない。
- (2) 奈良町の大掃除に「北山非人」・「横行」(のちの声聞師)・「細工」が郷民とともに従事している。「横行」の早い時期の所見になる。山村雅史「中世奈良における河原者の一様相―「坂の穢多」を題材として―」(『奈良県立同和問題関係史料センター紀要』六、一九九九年)、吉田栄治郎「中近世大和の被賤視民の歴史的諸相―横行の場合―」(『天理大学人権問題研究室紀要』六、二〇〇三年)、丹生谷哲一「中世奈良における河原者関係史料について」(同『身分・差別と中世社会』塙書房、二〇〇五年)参照。
- (3) 藤原「『仮屋』小考―松の葉を屋根に葺くこと―」(藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』吉川弘文館、一九九五年)参照。
- (4) 稲葉伸道「鎌倉末期の興福寺大乘院家の組織」(同『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七年、初出一九九五年)